

北海道国有林の生物多様性保全 に関する調査方針(案)

資料 - 1

区分	中間取りまとめでの指摘課題	対応の基本方針	今後の対応方向
<p>森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林</p>	<p>コアエリア・バッファエリアの機能再評価</p>	<p>コアエリアの生物相の変遷を長期的に把握 バッファエリアの利用状況の把握</p>	<p>今年度より5年間で森林計画の樹立に合わせ計画区単位に、基礎調査、サンプルプロット設置によるコアエリア等の森林調査、バッファエリアの利用動態調査等を実施(保護林等森林資源管理強化対策を活用) 調査結果は、保護林管理に反映</p> <p>植物相の劣化やバッファエリアでの過剰な入り込み等が確認された場合は、エリアの見直しを含め対策を検討</p> <p><u>来年度以降、生物多様性検討委員会の検討を受けてサンプルプロット内主要樹種の遺伝的データの取得を検討</u></p> <p><u>来年度以降、知床森林生態系保護地域においてバッファエリアを森林環境教育へ利用</u></p>
<p>植物群落保護林</p>	<p>希少種が面積を含めて十分な保全状態にあるか 既存保全事業による対応が十分か 遺伝子レベルでの調査の必要性</p>	<p>保護対象植物を含む生物相の変遷を長期的に把握</p>	<p>今年度より5年間で森林計画の樹立に合わせ計画区単位に、基礎調査、サンプルプロット設置による森林調査を実施(保護林等森林資源管理強化対策を活用) 調査結果は、保護林管理に反映</p> <p><u>希少性の高い植物については、保護林内の群落分布の調査を実施(峠山植物群落保護林、東ヌブカウシコマクサ植物群落保護林で実施中)</u></p> <p><u>分布状態の劣化が見られた場合は、巡視の強化、エリアの見直しを含め対策を検討</u></p> <p><u>来年度以降、特に希少性の高いものについては、遺伝子レベルの調査を検討</u></p>

注: 下線部は北海道森林管理局独自の取組

区分	中間取りまとめでの指摘課題	対応の基本方針	今後の対応方向
特定動物生息地保護林	<p>保護林の面積が充分か</p> <p>希少野生動植物の保護事業が適切なものになっているか</p>	<p>保護林内の保護対象動物の生息数調査</p> <p>周辺地域を含む対象動物の分布状態の再確認</p> <p>既存事業(巡視等)の評価</p>	<p>今年度より5年間で森林計画の樹立に合わせ計画区単位に、基礎調査、サンプルプロット設置による動物調査を実施(保護林等森林資源管理強化対策を活用)</p> <p>調査結果は、保護林管理に反映</p> <p>保護対象動物の生息状態に応じて既存巡視事業の配分の見直し</p>
林木遺伝資源保存林	<p>近隣の保護林と一体で保全を図る必要のあるものがあるか</p> <p>一体的に取り扱うのが望ましくないものは既存データの収集と統合整理を検討</p> <p>データの無いものは調査等が必要か関係機関と調整</p> <p>遺伝子レベルの調査の必要性</p>	<p>配置状況、希少性、育種等研究への必要性を含む既存保存林の再評価</p> <p>管理にあたっては(独)森林総合研究所と連携</p>	<p>今年度より5年間で森林計画の樹立に合わせ計画区単位に、基礎調査、サンプルプロット設置による森林調査を実施。(保護林等森林資源管理強化対策を活用)</p> <p>調査結果は、保護林管理に反映</p> <p><u>今年度、重要樹種の地域変異等について遺伝子レベルでの調査を一部で先行して実施</u></p> <p><u>上記各種調査を通じた再評価の結果に応じて、配置、区分、面積等について見直しを図り、保存林としての利用価値の向上を目指す</u></p> <p>(独)森林総合研究所林木育種センターの行う林木遺伝資源保存林のモニタリング調査への協力</p>

区分	中間取りまとめでの指摘課題	対応の基本方針	今後の対応方向
緑の回廊	<p>全道レベルでの機能再評価</p> <p>遺伝子レベルでの調査の必要性</p>	<p>全道レベルでの機能再評価の結果に応じ、機能の高度化のための延長等を検討</p>	<p>緑の回廊モニタリング調査等を通じ、計画的に生物相を把握</p> <p>今年度、重要樹種の地域変異等について遺伝子レベルでの調査を一部実施</p>
一般天然林	<p>林分の樹種構成や林況の細かい差異に応じ、目標とする樹種構成等にも配慮すること、森林資源の持続性の維持と土地固有の生物多様性保全を両立させるための適切な施業のあり方、森林管理基準を考え、天然林に係る施業基準等に反映</p> <p>天然林の伐採等により、森林の生物多様性を低下させる恐れがある地域を注意して見分け、そのような地域については天然林利用ではなく、人工林利用等に切り替え</p>	<p>プロジェクト等での取組を踏まえ、配慮すべき点を検討</p> <p>森林施業のあり方、天然林に係る施業基準等の検討に当たっては専門家の意見を聞きながら施業方法等について検討</p> <p>専門家の意見を聞きながら、樹立計画の検討において天然林からの伐採を精査</p>	<p>プロジェクト委員会の論議を踏まえ、にしんの森再生プロジェクト及び北限のブナ復元プロジェクトにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地に関する既存データと人為的因子の収集・分析 ・植生調査等必要な現地調査 ・森林再生、生態系再生に向けた手法について検討の上、市民参加を得るなどにより事業を実施 <p>生物多様性保全に配慮した施業方法等を検討するため、局内の検討チームを年内に立ち上げ</p> <p>また、プロジェクトでの調査を踏まえ、天然更新のための作業種や風倒被害地における施業手法についても検討</p> <p>専門家等の行った研究成果等の洗い出しを行うとともに、必要に応じて専門家の詳細な調査を行い、森林の生物多様性を低下させる恐れのある地域について確認し、今後の取扱いを検討</p>

区分	中間取りまとめでの指摘課題	対応の基本方針	今後の対応方向
一般天然林	<p>生物多様性の保全の観点から重要とされる島嶼域の天然林や、樹木の種ないしは群集レベルでの分布域の末端地域の天然林については、森林環境保全ふれあいセンターなどで行う自然再生への取組を含む生物多様性に資するプロジェクトの取組を除き、原則として自然の推移に委ねることとし、「森林と人との共生林」の「自然維持タイプ」への位置づけ</p>	<p>生物多様性の保全の観点から重要とされる島嶼域等の天然林の具体の箇所を検討</p>	<p><u>森林計画の後志胆振森林計画区、渡島檜山森林計画区においては、渡島半島一帯がブナ、ヒバの北限域となっているため、自然維持タイプへの見直しを検討するが、具体的に生物多様性に資するプロジェクトのエリアが確定するまでの間は、天然林の伐採を見合わせる取扱いで対応</u></p>
	<p>過去の森林施業等により原植生又は本来の生物群集への更新不能の状態にある地域の有無につき調査等を行い、その調査結果を踏まえて、今後の施業のあり方につき検討</p>	<p>専門家の意見を聞きながら、樹立計画の検討において反映</p>	<p><u>専門家等の行った研究成果等の洗い出しを行うとともに、必要に応じて専門家による詳細な調査を行い、更新不能の状態を作り出した条件や原因等について精査し、同様の条件にある地域での今後の取扱いに反映</u></p>

区分	中間取りまとめでの指摘課題	対応の基本方針	今後の対応方向
一般天然林	<p>現在は脊梁部を中心に森林生態系保護地域が設定されているが、その他の高標高地の天然林、地域の生態系の核となっていると考えられる天然林等について、新たな森林生態系保護地域等の設定の必要性の有無につき、既存のデータをレビューした上で、必要な調査の実施を検討</p>	<p>プロジェクト委員会の論議を踏まえ、必要なデータの収集、調査を行い、森林生態系保護地域等の設定等を検討</p>	<p><u>プロジェクト委員会での論議を踏まえ、十勝川源流部を中心とする森林及び沙流川源流部を中心とする森林において、森林生態系保護地域等の設定等の必要性を検討するため、必要なデータの収集、調査を実施</u></p>
	<p>希少種のデータベース化に当たっては、他官庁等と情報を共有しつつ進めたり、希少種等に関する情報を森林GISを活用してデータベース化するなど、生物多様性の確保の観点からも活用</p>	<p>平成19年度～23年度にかけ国有林野を対象に希少動植物種に関する情報を蓄積・共有するデータベースを整備</p> <p>分布情報等については、森林計画の樹立に合わせ計画区単位に、希少野生生物捕捉調査を5年間で実施</p>	<p>保護林等森林資源管理強化対策のうち希少野生動植物種のデータベースの整備に基づき、林野庁において、基本的な入力フォームの作成と全国的な文献情報等の収集・入力等を実施することとし、北海道森林管理局においては、<u>地域ごとの具体的な生息・生育情報について現地調査を実施</u></p> <p>なお、現地調査は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・希少野生生物の目撃情報に応じた現地調査</u> <u>・森林計画の樹立に合わせ次期森林計画策定となる森林管理署等を対象に希少野生生物捕捉調査を実施</u>

保護林等森林資源管理 強化対策事業対象地域 (森林管理署)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
<u>上川中部、上川南部、 網走西部、西紋別、十勝東 部、十勝西部、東大雪</u>	調査・評 価	管理に反 映				
<u>日高北部、日高南部、 檜山、渡島</u>		調査・評 価	管理に反 映			
胆振東部、宗谷、 網走中部、網走南部			調査・評 価	管理に反 映		
留萌北部、留萌南部、 根釧西部、根釧東部				調査・評 価	管理に反 映	
石狩、空知、北空知、 上川北部、後志					調査・評 価	管理に反 映

下線のエリアについては、プロジェクト委員会の論議を踏まえ、新規の森林生態系保護地域の設定、拡大等の必要性を検討するため、20年度に必要なデータの収集、調査を行い、21年度に検討